

岡崎市内で土壌汚染の報告がありました。

本日、愛知県から岡崎市東牧内町地内の土壌汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、鹿乗川の拡幅工事のために過去に土壌調査が行われ、既に砒素及びその化合物の汚染が判明している土地の土壌を搬出するに当たり行われたものです。

調査の結果、ふっ素及びその化合物が土壌汚染対策法（以下「法」という。）に規定する土壌溶出量基準に対して最大で1.75倍検出されています。その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市東牧内町字日久50番1ほか88筆
（中小河川改良工事区域）

2 報告内容

（1）報告年月日

平成29年3月30日 木曜日

（2）調査の実施期間

平成28年10月3日～平成29年3月29日

（3）調査対象地

中小河川改良工事区域の10922.2平方メートル

（4）調査項目

ふっ素及びその化合物

（5）調査結果

ふっ素及びその化合物について、一部の調査地点で次のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量基準	超過地点数 ／調査地点数
ふっ素及び その化合物	1.4 mg／L (1.75倍) 注	0.8 mg／L以下	16／21

注：（ ）内は、土壌溶出量基準に対する倍率

（6）汚染場所

別紙参考資料参照

(7) 汚染原因

当該土地は、以前から田又は空き地等であり、ふっ素及びその化合物の使用履歴がなく、調査対象地全体に土壤汚染が分布しており、汚染濃度が高くないため、自然由来と考えられます。

3 地下水の調査結果

ふっ素及びその化合物による地下水汚染は確認されていないことが報告されています。

4 今後の措置について

愛知県が、法令等に基づき、汚染土壤の拡散防止等の対策を実施します。

5 市の対応

再度、井戸の所有者に対して飲用しないよう周知を行っていきます。

また、本日、法第14条第1項に基づく申請があったため、当該土地を形質変更時要届出区域に指定し、今後、土壤汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

6 事業所連絡先

愛知県西三河建設事務所河川港湾整備課 事業第1グループ

0564-27-2752